

3. トラブルの通報連絡

3-1. トラブルの連絡区分に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

当社は、今後発生が予想される軽微な機器故障等についても、一つ一つ対応し、設備、運転手順等、改善を図っていきます。

トラブル等が発生した際の公表の考え方および関係機関への連絡体制等について、まとめました。

また、トラブル等の情報については、事象の軽重に応じて連絡区分を整理し、軽微な機器故障等も含めて広く一般の皆さまに公表します。

(2) 連絡区分・公表区分

連絡区分		公表区分※
A 情報	使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16に基づく報告対象事象、社会的影響の出るおそれのある事象	夜間・休祭日を問わず速やかにプレス公表（ホームページにもプレスリリースとして掲載）
	緊急性はないが、上記に準じる事象	原則として同上だが事象発生が夜間の場合には原則として翌朝にプレス公表（ホームページにもプレスリリースとして掲載）
B 情報	事象の進展等によりA 情報となるおそれのあるもの	原則として翌日の午後にホームページに掲載（ただし、翌日が休祭日の場合には翌勤務日に掲載）
C 情報	軽度な不具合等で、特にお知らせするもの	同上
その他	運転情報・日報	翌日のホームページに掲載（翌日が休祭日の場合には翌勤務日に掲載）
	運転情報・月報	毎月集約してホームページに掲載